

議案第 8 号

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第198号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置) 第2条 略 (行為の制限) 第3条 <u>やすらぎ広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u> (1) <u>物品の販売、出店を行うこと。</u> (2) <u>物品の頒布、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。</u> (3) <u>業として写真、映画等を撮影すること。</u> (4) <u>興行を行うこと。</u> (5) <u>展示会、競技会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのためやすらぎ広場の全部又は一部を独占して利用すること。</u> 2 <u>前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の時間、行為を行う場所又は広場施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u> 3 <u>第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</u> 4 <u>市長は、第1項又は前項の許可に、管理上必要な条件を付することができる。</u> 5 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は第3項の許可をしない。</u> (1) <u>公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</u> (2) <u>集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織</u></p>	<p>(名称及び位置) 第2条 略</p>

の利益になると認めるとき。

(3) 公衆の利用に支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(行為の禁止)

第4条 やすらぎ広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、前条第1項又は第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認め
た場合については、この限りでない。

(1)～(8) 略

(9)・(10) 略

(利用の禁止又は制限)

第5条

市長は、やすらぎ広場の損傷その他の理由により、その利用が危険である認められる場合又はやすらぎ広場に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、やすらぎ広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めてやすらぎ広場の利用を禁止し、又は制限をすることができる。

第6条 略

(使用料)

第7条 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料として納付しなければならない。

(行為の禁止)

第3条 やすらぎ広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(8) 略

(9) 営利を目的とした行為をすること。

(10)・(11) 略

(利用の禁止又は制限)

第4条 市長は、やすらぎ広場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、やすらぎ広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) やすらぎ広場内の施設を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、やすらぎ広場の損傷その他の理由により、その利用が危険である認められる場合又はやすらぎ広場に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、やすらぎ広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めてやすらぎ広場の利用を禁止し、又は制限をすることができる。

第5条 略

(使用料の徴収)

第8条 使用料は、第3条の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 使用料は平方メートルを単位として定められている場合において当該利用が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端数があるときはこれを1平方メートルとして計算する。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、やすらぎ広場の利用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由によってその許可に係る行為又はその利用をすることができなくなった場合その他市長が必要があると認める場合においては、この限りでない。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはやすらぎ広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) やすらぎ広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) やすらぎ広場の保全又は利用に著しい支障が生じた場合
- (3) やすらぎ広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第12条 略
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条 略
(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条の規定に違反して第4条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

略

別表(第8条関係)

種別	単位	使用料
物品の販売、出店その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	400円
物品の頒布、募金、署名運動その他これらに類するもの	1人1日につき	400円
業として映画を撮影するとき	1時間につき	1,000円
業として写真を撮影するとき	1台1日につき	250円
興行を行うとき	1平方メートル 1日につき	5円
展示会、競技会、音楽会その他これらに類する催しを行うとき	1箇所3時間まで	1,050円
	3時間を超えるとき1時間増すごとに	350円
その他市長の指定するもの		その都度定める

附 則

附 則

略

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 許可の手續、使用料の支払手續その他やすらぎ広場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(橋本市都市公園条例の一部改正)

- 3 橋本市都市公園条例(平成18年橋本市条例第195号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後			改正前		
<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、<u>出店</u>を行うこと。</p> <p>(2) <u>物品の頒布、募金、署名運動</u>その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>指定された場所以外の場所においてたき火</u>をすること。</p> <p>(10)～(17) 略</p> <p>別表(第13条関係)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 都市公園の使用料</p>			<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売を行うこと。</p> <p>(2) <u>行商、募金</u>その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) たき火をすること。</p> <p>(10)～(17) 略</p> <p>別表(第13条関係)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 都市公園の使用料</p>		
種別	単位	使用料	種別	単位	使用料

物品の販売、出店その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	400円
物品の頒布、募金、署名運動その他これらに類するもの	1人1日につき	400円
略	略	略
業として写真を撮影するとき	1台1日につき	250円
略	略	略

4 略

物品の販売、行商、募金等を行うとき	一時的なもの	1人1日につき	400円
	その他のもの	1人1日につき	1,300円
略	略	略	略
業として写真を撮影するとき	略	1台1日	250円
略	略	略	略

4 略